

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1. 平成16年度児童福祉法改正法の基本的な考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年<u>児福法</u>改正法」という。）においては以下の規定が整備された。</p> <p>① (略)</p> <p>② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）を指定する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1. 平成16年度児童福祉法改正法の基本的な考え方</p> <p>(1) 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、</p> <p>① 運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化</p> <p>② 関係機関からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要である。</p> <p>(2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年<u>児童福祉法</u>改正法」という。）においては以下の規定が整備された。</p> <p>① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（「子どもを守る地域ネットワーク」。以下「地域協議会」という。）を置くことができる。</p> <p>② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。</p> <p>③ 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(3) こうした改正により、</p> <p>① 関係機関のはざままで適切な支援が行われなかった事例の防止や、</p> <p>② 医師や地方公務員など、守秘義務が存在すること等から個人情報の提供に躊躇があった関係者からの積極的な情報提供が図ら</p>

改正後	現行
<p>2. 平成19年の児福法の一部改正による改正 平成16年児福法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられておらず、その附帯決議において、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」こととされていた。 平成20年4月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成19年法律第73号）による改正後の児福法の規定により、<u>地方公共団体に対し、地域協議会の設置が努力義務化された。</u>この改正法の趣旨を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。</p> <p>3. 平成20年の児福法の一部改正による改正 <u>地域協議会の設置が進んでいる一方で、市町村等の関係機関が関与しながら児童が虐待により死亡するケースがあること、また、児童虐待の発生予防の観点から、地域協議会が関与することにより、関係機関が連携して予防に向けた支援を実施できるよう、地域協議会の機能強化を図ることが必要である。</u>このため、平成20年11月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号。以下「平成20年児福法改正法」という。）により、平成21年4月から、<u>地域協議会における協議の対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するとともに、その調整機関に児童福祉司たる資格を有する職員や保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等の専門職を配置する努力義務が課された。</u></p> <p>4. 要保護児童対策地域協議会の意義 地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点がある。 ① 要保護児童等（児福法第25条の2第2項に規定する「要保護児童等」をいう。以下同じ。）を早期に発見することができる。 ②～⑦ （略）</p>	<p>れ、要保護児童の適切な保護に資することが期待される。 特に、地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されるところである。</p> <p>2. 平成19年の児童福祉法の一部改正による改正 平成16年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられておらず、その附帯決議において、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」こととされていた。 平成19年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成19年法律第73号。同年6月公布。）による改正後の児童福祉法の規定により、<u>平成20年4月から、地域協議会の設置が努力義務化されたところである。</u>この改正法の趣旨を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。</p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会の意義 地域協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点がある。 ① 要保護児童等を早期に発見することができる。 ② 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。 ③ 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。 ④ 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。</p>

改正後	現行
<p>5. <u>地域協議会における支援の対象者</u> <u>地域協議会の支援対象者は以下のとおりであり、虐待を受けた児童に限られず、非行児童等も含まれる。</u></p> <p>① <u>児福法第6条の2第8項に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」及びその保護者</u></p> <p>② <u>児福法第6条の2第5項に規定する「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）」及びその保護者</u></p> <p>③ <u>児福法第6条の2第5項に規定する「特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」</u></p> <p><u>なお、上記①、②、③を総称して「要保護児童等」という。</u></p> <p>6. <u>関係するネットワーク等</u></p> <p>少年非行問題を扱うネットワークとしては、地域協議会のほかに、学校・教育委員会が調整役となっているネットワークや、警察が調整役となっているネットワークも存在するが、これら3つのネットワークは、それぞれ、中心となって活動する機関やケースに取り組む際の視点・手法が異なっていると思われる。実際に少年非行ケースを扱う際には、ケースごとにその子どもが抱える問題に最も適切に対応できるネットワークを活用することが望ましいことから、地域協議会としても、日頃から、関係するネットワークとの連携・協力を努めるものとする。</p> <p>なお、これら3つのネットワークの構成メンバーは重複する場合も少なくないと思われることから、<u>地域の実情を踏まえつつ、運営の効率化を図るとともに、地域住民の利便性に資するものとなるよう適切に対応すること。</u></p>	<p>⑤ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。</p> <p>⑥ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援が受けられやすくなる。</p> <p>⑦ 関係機関等が分担をシェアして個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。</p> <p>4. <u>対象児童</u> <u>地域協議会の対象児童は、児福法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。</u></p> <p>5. <u>関係するネットワーク等</u> <u>4のとおり、地域協議会の対象児童は、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。</u></p> <p>少年非行問題を扱うネットワークとしては、地域協議会の他に、学校・教育委員会が調整役となっているネットワークや、警察が調整役となっているネットワークも存在するが、これら3つのネットワークは、それぞれ、中心となって活動する機関やケースに取り組む際の視点・手法が異なっていると思われる。実際に少年非行ケースを扱う際には、ケースごとにその子どもが抱える問題に最も適切に対応できるネットワークを活用することが望ましいことから、地域協議会としても、日頃から、関係するネットワークとの連携・協力を努めるものとする。</p> <p>なお、これら3つのネットワークの構成メンバーは重複する場合も少なくないと思われることから、<u>地域の実情を踏まえつつ、運営の効率化を図るとともに、地域住民に使い勝手の良いものとなるよう適切に対応すること。</u></p>

改正後	現行
<p>また、各種の子育て支援事業を有効に活用し、子どもや家庭に適切な支援を行う観点から、子育て支援事業の調整を行う子育て支援コーディネーターの確保・育成を図るとともに、日頃から、同コーディネーターとの連携・協力を努めていくことが必要である。</p> <p>第2章 要保護児童対策地域協議会の設立</p> <p>1. 設置主体 (略)</p> <p>2. 構成員 地域協議会の構成員は児福法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。なお、主な関係機関等の概要については、「市町村児童家庭相談援助指針」(平成17年2月14日雇児発第0214002号)第4章を参照のこと。 また、関係機関等の地域協議会への参加に際しては、地域協議会の業務内容や構成員に課せられる守秘義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが適当である。 (略)</p>	<p>また、各種の子育て支援事業を有効に活用し、子どもや家庭に適切な支援を行う観点から、子育て支援事業の調整を行う子育て支援コーディネーターの確保・育成を図るとともに、日頃から、同コーディネーターとの連携・協力を努めていくことが必要である。</p> <p>第2章 要保護児童対策地域協議会の設立</p> <p>1. 設置主体 (1) 地域協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体であり、普通地方公共団体である市町村及び都道府県のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合(一部事務組合や広域連合)等も含まれる。 (2) 地域協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じて複数の市町村が共同で設置することも考えられる。 なお、こうした複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。</p> <p>2. 構成員 地域協議会の構成員は児福法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。なお、主な関係機関等の概要については、「市町村児童家庭相談援助指針」(平成17年2月14日雇児発第0214002号)第5章を参照のこと。 また、関係機関等の地域協議会への参加に際しては、地域協議会の業務内容や構成員に課せられる守秘義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが適当である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【児童福祉関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の児童福祉、母子保健等の担当部局 ・児童相談所 ・福祉事務所(家庭児童相談室) ・保育所(地域子育て支援センター) ・児童養護施設等の児童福祉施設 ・児童家庭支援センター </div>

改正後	現行
	<ul style="list-style-type: none"> ・里親 ・児童館 ・民生・児童委員協議会、主任児童委員、民生・児童委員 ・社会福祉士 ・社会福祉協議会 <p>【保健医療関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村保健センター ・保健所 ・地区医師会、地区歯科医師会、地区看護協会 ・医療機関 ・医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師 ・精神保健福祉士 ・カウンセラー（臨床心理士等） <p>【教育関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校等の学校 <p>【警察・司法関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察（警視庁及び道府県警察本部・警察署） ・弁護士会、弁護士 <p>【人権擁護関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務局 ・人権擁護委員 <p>【配偶者からの暴力関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談センター等配偶者からの暴力に対応している機関 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO ・ボランティア ・民間団体

改正後	現行
<p>3. 設立準備 (1) (略)</p> <p>(2) 要綱の作成 児福法上、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定めることとされており（児福法第25条の4）、地域協議会の設立に先立ち、この内容を関係機関等の間で協議、調整しておく必要がある。 また、この内容については、設立運営要綱等として文書化、制度化しておくことが適当である。 要綱の内容は、<u>地域の実情に応じたものとなるが、次のような内容が考えられる。</u></p> <p>① 目的 児福法上、地域協議会は、<u>要保護児童等の適切な保護又は支援を図ることを目的とするものとされている。</u>（児福法第25条の2第1項）</p> <p>② 事業内容 児福法上、地域協議会は、<u>要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている。</u>（児福法第25条の2第2項）</p> <p>③ 組織（構成員、調整機関等） 構成員については、上記2に例示した関係機関等に限らず、<u>地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。</u> 任意団体（法人格を有しない団体）の構成員については、<u>すべ</u></p>	<p>3. 設立準備 (1) 準備会、勉強会の開催 関係機関によって、地域協議会に対する期待やイメージは、当初ばらつきがあるため、地域協議会を設立させるには、事前に十分な協議、調整が必要となる。 なお、関係機関等の地域協議会への参加に際しては、地域協議会の業務内容や構成員に課せられる守秘義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが適当である。 このため、地域協議会の中心となる機関（事務局）による準備会や勉強会を開催し、地域協議会運営の骨格部分について協議、調整しておくことが必要である。</p> <p>(2) 要綱の作成 児福法上、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定めることとされており（児福法第25条の4）、地域協議会の設立に先立ち、この内容を関係機関等の間で協議、調整しておく必要がある。 また、この内容については、設立運営要綱等として文書化、制度化しておくことが適当である。 要綱の内容は、<u>地域の実情に応じたものとなるが、①目的、②事業内容、③組織（構成員、要保護児童対策調整機関等）、④運営、⑤守秘義務、⑥事務局等が考えられる。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>①目的 ・ <u>児福法上、地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図ることを目的とするものとされている。</u>（児福法第25条の2第1項）</p> <p>②事業内容 ・ <u>児福法上、地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされている。</u>（児福法第25条の2第2項）</p> <p>③組織（構成員、要保護児童対策調整機関等） ・ <u>構成員については、上記2に例示した関係機関等に限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。</u> ・ <u>任意団体（法人格を有しない団体）の構成員については、全て</u></p> </div>

改正後	現行
<p>て個人の資格で参加することとなることに注意すること。 <u>なお、調整機関の具体的な役割については、第4章の5を参照のこと。</u> <u>また、実務的な活動をする部会等の設置などを規定することも考えられる。</u></p> <p>④ 運営 <u>例えば以下のような事項を記載することが考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の議事は、出席委員の過半数で決する旨 ・ 代表者会議を定期的開催する旨 ・ 必要に応じて個別ケース検討会議を開催する旨 ・ 必要に応じて、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる旨 <p>⑤ 守秘義務 <u>構成員及び構成員であった者には、地域協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない義務がある。(児福法第25条の5)</u> <u>このため、地域協議会の構成員以外の者と連携を図る際には、この守秘義務との関係に留意した対応が必要である。守秘義務に違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがある旨を記載する。(児福法第61条の3)</u></p> <p>⑥ 事務局 <u>地域協議会の庶務を担う機関名(調整機関)等を記載する。</u></p> <p>⑦ その他 <u>この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営について必要な事項は別に定める旨を記載することが考えられる。</u></p> <p>4. 公示 (1) (略)</p> <p>(2) 具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域協議会を設置した旨 ② 当該地域協議会の名称 ③ 当該地域協議会に係る調整機関の名称 ④ 当該地域協議会を構成する関係機関等の名称等 	<p>個人の資格で参加することとなることに注意すること。 ・ <u>要保護児童対策調整機関の具体的な役割については、第4章の3を参照のこと。</u> ・ <u>実務的な活動をする部会等の設置などを規定することも考えられる。</u></p> <p>④ 運営 ・ <u>例えば以下のような事項を記載することが考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の議事は、出席委員の過半数で決する旨 ・ 代表者会議を定期的開催する旨 ・ 必要に応じて個別ケース検討会議を開催する旨 ・ 必要に応じて、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる旨 <p>⑤ 守秘義務 ・ <u>構成員及び構成員であった者には、地域協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない義務がある(児福法第25条の5)</u> ・ <u>このため、地域協議会の構成員以外の者と連携を図る際には、この義務との関係に留意した対応が必要である。</u> ・ <u>この義務に違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。(児福法第61条の3)</u></p> <p>⑥ 事務局 ・ <u>地域協議会の庶務は、〇〇において処理する旨記載することが考えられる。</u></p> <p>⑦ その他 ・ <u>この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営について必要な事項は、別に定める旨を記載することが考えられる。</u></p> <p>4. 公示 (1) 地方公共団体の長は、地域協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない(児福法第25条の2第3項)。 (2) 具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域協議会を設置した旨 ② 当該地域協議会の名称 ③ 当該地域協議会に係る要保護児童対策調整機関の名称 ④ 当該地域協議会を構成する関係機関等の名称等

改正後	現行
<p>⑤ 関係機関等ごとの児福法第25条の5第1号から第3号までのいずれに該当するかの別（「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当するかの別）を公示することが必要である。</p> <p>(3) 調整機関に名簿を設置した場合については、個人資格での参加者（児福法第25条の5第3号の資格で参加している者）については、「〇〇市長が指定する者」と公示することが可能であるので、原則として個人名を公示することのないようにすることが適当である。</p> <p>また、</p> <p>① 守秘義務を課せられている対象者を特定する必要があること</p> <p>② 守秘義務は構成員及び構成員であった者に課せられていることから、名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても保存しておく必要がある。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3章 要保護児童対策地域協議会の運営</p> <p>1. 業務</p> <p>(1) 地域協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う（児福法第25条の2第2項）。</p> <p>(2) 地域協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、調整機関や地域協議会の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。</p> <p>具体的には、次のような三層構造が想定される。</p> <p>① 代表者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者 	<p>⑤ 関係機関等ごとの児福法第25条の5第1号から第3号までのいずれに該当するかの別（「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当するかの別）を公示することが必要である。</p> <p>(3) <u>ただし、要保護児童対策調整機関に名簿を設置した場合については、個人資格での参加者（児福法第25条の5第3号の資格で参加している者）については、「〇〇市長が指定する者」という形で公示することが可能であるので、この方法を積極的に活用することとし、原則として個人名を公示することのないようにすることが適当である。</u>①守秘義務を課せられている対象者を特定する必要があること、②守秘義務は構成員及び構成員であった者に課せられていることから、名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても保存しておく必要がある。</p> <p>(4) なお、「国又は地方公共団体の機関」又は「法人」以外の構成員（児福法第25条の3第3号の資格で参加している者）は、全て個人の資格で参加することとなり、任意団体の構成員という形で参加することはできないので、留意すること。</p> <p>第3章 要保護児童対策地域協議会の運営</p> <p>1. 業務</p> <p>(1) 地域協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う（児福法第25条の2第2項）。</p> <p>(2) 地域協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、<u>要保護児童対策調整機関</u>や地域協議会の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。</p> <p><u>現在、市町村で取組が進みつつある児童虐待防止ネットワークについては、市町村の規模や児童家庭相談体制にもよるが、以上のような三層構造となっていることが多い。</u></p> <p>【代表者会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者

改正後	現行
<p>で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。 会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討 イ 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価 <p>② 実務者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ア すべてのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等 イ 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討 ウ 要保護児童等の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握 エ 要保護児童対策を推進するための啓発活動 オ 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告 <p>③ 個別ケース検討会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。 個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上守秘義務が課せられているので、関係機関等の中で積極的な情報提供を行い、要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。 	<p>で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。 会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討 ② 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価 <p>【実務者会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等 ② 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討 ③ 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握 ④ 要保護児童対策を推進するための啓発活動 ⑤ 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告 <p>【個別ケース検討会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別の要保護児童について、その児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。 個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上守秘義務が課せられているので、関係機関等の中で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。

改正後	現行
<p>・ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。 <u>ア</u> 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断 <u>イ</u> 要保護児童の状況の把握や問題点の確認 <u>ウ</u> 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有 <u>エ</u> 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有 <u>オ</u> ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定 <u>カ</u> 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討 <u>キ</u> 次回会議（評価及び検討）の確認</p> <p>・ なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市町村の規模や関係機関の多寡等によっては、幅広い関係機関を構成員とし、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に応じた確な対応を取るための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会議については、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。 例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討の対象となるケースに直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。 また、地域協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児、妊婦等も含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害、妊婦等の分科会を設けて対応することも考えられる。</p> <p>(5) 個別ケース検討会議においては、関係機関が対応している事例についての危険度や緊急度の判断、<u>要保護児童等</u>に対する具体的な支</p>	<p>・ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。 ① 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断 ② 要保護児童の状況の把握や問題点の確認 ③ 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有 ④ 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有 ⑤ ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定 ⑥ 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討 ⑦ 次回会議（評価及び検討）の確認</p> <p>・ なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。</p> <p>(3) 児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、また、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあることから、市町村内における全ての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる援助者（キーパーソン）をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。 こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳（別添1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば、3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことが適当である。</p> <p>(4) 市町村の規模や関係機関の多寡等によっては、幅広い関係機関を構成員とし、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に応じた確な対応を取るための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会議については、対象とするケースの性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。 例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討の対象となるケースに直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。 また、地域協議会の対象は、虐待を受けている子どものほか、非行児童や障害児<u>など</u>も含まれることも踏まえ、虐待、非行、障害<u>など</u>の分科会を設けて対応することも考えられる。</p> <p>(5) 個別ケース検討会議においては、関係機関が対応している事例についての危険度や緊急度の判断、<u>子ども</u>に対する具体的な支援の内</p>

改正後	現行
<p>援の内容について検討を行うことが適当である。また、個別ケース検討会議への個別の要保護児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者又は妊婦本人の理解を得ておくことが望ましいが、その要保護児童等の保護のために特に必要がある場合であって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 地域協議会は、支援の対象となる妊婦の適切な把握及び支援内容を検討するために、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家族に係る保健医療の連携体制について」(平成20年3月31日雇児総発第0331003号)を踏まえ、医療機関や保健機関等と連携を図ることが適当である。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2. 相談から支援に至るまでの流れ 個別の相談、通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと次のとおりとなる。(別添2参照)</p> <p><u>○ 相談、通報受理</u> (略)</p> <p><u>○ 緊急度判定会議(緊急受理会議)の開催</u> (略)</p>	<p>容について検討を行うことが適当である。また、個別ケース検討会議への個別の要保護児童等に関する情報の提供については、あらかじめ子どもや保護者の理解を得ておくことが望ましいが、その子どもの保護のために特に必要がある場合であって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。</p> <p>(6) 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されているところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。</p> <p><u>(7) また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となってしまった子どもや保護者等に関する情報を共有し、これらの者を早期に発見し、必要な支援を行うことも期待される。</u></p> <p>2. 相談から支援に至るまでの流れ 個別の相談、通報から支援に至るまでの具体的な流れについては、地域の実情に応じて様々な形態により運営されることとなるが、一つのモデルを示すと以下のとおりとなる。(別添2参照)</p> <p>【相談、通報受理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関等や地域住民からの要保護児童の相談、通報は事務局が集約する。 事務局は相談、通報内容を相談・通報受付票(別添3参照)に記録する。 事務局は、関係機関等に事実確認を行うとともに、子どもの状況所属する集団(学校・保育所等)、親や子どもの生活状況、過去の相談歴等、短期間に可能な情報を収集する。 <p>【緊急度判定会議(緊急受理会議)の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急度判定会議を開催。相談・通報受付票をもとに、事態の危険度や緊急度の判断を行う。

改正後	現行
<p>○ 調査 地域協議会において対応することとされた事例については、具体的な援助方針等の決定するに当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。</p> <p>○ 個別ケース検討会議の開催 (略)</p> <p>○ 関係機関等による支援 援助方針等に基づき、関係機関等による支援を行う。</p> <p>○ 定期的な個別ケース検討会議の開催 適時適切に相談援助活動に対する評価を実施し、それに基づき、援助方針等の見直しを行うとともに、相談援助活動の終結についてもその適否を判断する。</p> <p>3. 役割分担 個別事例ごとの関係機関等の役割分担については、それぞれの事例に関する個別ケース検討会議で決定すべき事項であるが、主なものは次のとおりである。</p> <p>○ 主たる直接援助機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に具体的な場面で要保護児童等やその家族を支援する機関(者) ・ 子ども、保護者ともに同じ機関が支援を行うことや複数の機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急度判定会議は、事例に応じ参加機関を考え、随時開催する。電話連絡などで協議するなど柔軟な会議運営に心がける。 ・ 会議の経過及び結果は、会議録に記載し保存する。 ・ 緊急の対応(立入調査や一時保護)を要する場合は、児童相談所に通告する。 ・ 緊急を要しないが地域協議会の活用が必要と判断した場合は、個別ケース検討会議の開催や参加機関を決定する。 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会において対応することとされた事例については、具体的な援助方針等の決定するに当たり必要な情報を把握するため、調査を行う。 <p>【個別ケース検討会議の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急度判定会議(緊急受理会議)で決定した参加機関を集め、個別ケース検討会議を開催する。 ・ 個別ケース検討会議において、支援に当たっての援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担、連携方法、当該事例に係るまとめ役、次回会議の開催時期などを決定する。 ・ 会議の経過及び結果は、会議録に記入し、保存する。 <p>【関係機関等による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 援助方針等に基づき、関係機関等による支援を行う。 <p>【定期的な個別ケース検討会議の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適時適切に相談援助活動に対する評価を実施し、それに基づき、援助方針等の見直しを行うとともに、相談援助活動の終結についてもその適否を判断する。 <p>3. 役割分担 個別事例ごとの関係機関等の役割分担については、それぞれの事例に関する個別ケース検討会議で決定すべき事項であるが、主なものは以下のとおりである。</p> <p>【主たる直接援助機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に具体的な場面で子どもや家族を支援する機関(者) ・ 当然ながら、子ども、保護者ともに同じ機関が支援を行うことや

改正後	現行
<p>が子どもや<u>保護者</u>、<u>妊婦</u>に対して支援を行うことが考えられる。</p> <p>○ <u>とりまとめ機能</u>（個別ケース検討会議の開催等の事務的な作業を行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる援助機関等から要請を受けて、個別ケース検討会議を開催する。会議の招集の実務は<u>地域協議会の事務局（調整機関）</u>が行う場合もある。 個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理を行う。 主たる援助機関等のうち、最も関わりの深いものが、この機関となることも考えられる。 <p>○ <u>ケースマネージャー機能</u>（危険度の判断等を行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例全体について責任を負い、危険度の判断や支援計画を作り、進行管理を行う。 必要に応じて、立入検査や一時保護の権限を有する児童相談所と連携を図りながら対応することが適当である。 <p><u>（削除）</u></p>	<p>複数の機関が子どもや<u>保護者</u>に対して支援を行うことが考えられる。</p> <p>【とりまとめ機能（個別ケース検討会議の開催等の事務的な作業を行う）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主たる援助機関等から要請を受けて、個別ケース検討会議を開催する。<u>（会議の招集の実務は地域協議会の事務局が行う場合もある。）</u> 個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理を行う。 主たる援助機関等のうち、最も関わりの深いものが、この機関となることも考えられる。 <p>【ケースマネージャー機能（危険度の判断等を行う）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例全体について責任を負い、危険度の判断や支援計画を作り、進行管理を行う。 必要に応じて、立入検査や一時保護の権限を有する児童相談所と連携を図りながら対応することが適当である。 <p>【役割の例】</p> <pre> graph TD subgraph Case_A [事例A] TM[とりまとめ役] --> MD[主たる直接援助者] A[A親子] --> MD MD --> SJ[事務局] SJ --> CM[ケースマネージャー] end subgraph Case_B [事例B] MD2[主たる直接援助者] --> TM2[とりまとめ役] MD2 --> B[B親子] CM2[ケースマネージャー] --> TM2 end </pre>

改正後

現行

	事例Aの場合	事例Bの場合
ケースマネージャー	児童相談所	家庭児童相談室、 保健センター
とりまとめ役	事務局 直接支援者の長	事務局
主たる直接支援者	保育士 保健師 教師 児童委員	保育士 保健師 教師 児童委員 その他

4. 関係機関に対する協力要請

(1) (略)

(2) この協力要請は、地域協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能であるが、この要請に基づき当該関係機関等から地域協議会に対し一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と地域協議会の構成員の間で双方向の情報の交換等を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に、守秘義務が課せられる地域協議会の構成員となることについても要請することが適当である。

(3) なお、医師や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられているが、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために、この規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することとはならないものと考えられる。

(4) また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて

4. 関係機関に対する協力要請

(1) こうした要保護児童等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、地域協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる（児福法第25条の3）。

(2) この協力要請は、地域協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能であるが、この要請に基づき当該関係機関等から地域協議会に対し一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と地域協議会の構成員の間で双方向の情報の交換等を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に、守秘義務が課せられる地域協議会の構成員なることについても要請することが適当である。

(3) なお、医師や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられているが、要保護児童の適切な保護を図るために、この規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することとはならないものと考えられる。

(4) また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて

改正後	現行
<p>個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。(個人情報保護法第16条及び第23条)</p> <p>しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児福法第25条の3に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにもならないものと考えられる。</p> <p>第4章 要保護児童対策調整機関</p> <p>1. 趣旨</p> <p>多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするといった責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、地域協議会にはこうした業務を担う調整機関を置くこととした。</p> <p>2. 調整機関の指定</p> <p>地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り調整機関を指定する(児福法第25条の2第4項)。</p> <p>調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に関係の深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童家庭相談体制の実情等による。</p> <p>3. 調整機関の職員</p> <p>調整機関には、厚生労働省令で定める者を置くように努めなければならない。具体的には、次のうちからいずれかの者を置くこととなる。</p> <p>(1) 児童福祉司たる資格を有する者</p> <p>(2) 児童福祉司に準ずる者として次に掲げる者</p> <p>① 保健師</p> <p>② 助産師</p> <p>③ 看護師</p> <p>④ 保育士</p> <p>⑤ 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者</p> <p>⑥ 児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員</p> <p>4. 養育支援訪問事業等との関係</p>	<p>個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。(個人情報保護法第16条及び第23条)</p> <p>(5) しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児福法第25条の3に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにもならないものと考えられる。</p> <p>第4章 要保護児童対策調整機関</p> <p>1. 趣旨</p> <p>多くの関係機関等から構成される地域協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするといった責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、地域協議会にはこうした業務を担う要保護児童対策調整機関(以下単に「調整機関」という。)を置くこととした。</p> <p>2. 調整機関の指定</p> <p>地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り調整機関を指定する(児福法第25条の2第4項)。</p> <p>要保護児童対策調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に関係の深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童家庭相談体制の実情等による。</p>

改正後	現行
<p>平成20年児福法改正法により、養育支援訪問事業が法定化されたが、<u>養育支援訪問事業と地域協議会の対象者の範囲は同じである。このため、養育支援訪問事業による支援の進行管理や当該事業の対象者に係る他の支援機関との連絡調整等を行う中核となる機関（以下「中核機関」という。）と調整機関は十分な連携を取ることが必要である。ケース管理を効率的に行う観点から、可能な限り、中核機関と調整機関を同一とすることが適当である。</u></p> <p><u>なお、これら事業については、別途通知の「乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて」（平成21年3月16日付け雇児発第0316001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「養育支援訪問事業ガイドラインについて」（平成21年3月16日付け雇児発第0316002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</u></p> <p>5. 業務</p> <p>(1) 調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、<u>児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う</u>（児福法第25条の2第5項）。</p> <p>(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。</p> <p>① 地域協議会に関する事務の総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備 ・ 地域協議会の議事運営 ・ 地域協議会の議事録の作成、資料の保管等 ・ 個別ケースの記録の管理 <p>② 支援の実施状況の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握 ・ 市町村内における全ての虐待ケースについて進行管理台帳（別添1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う。 <p>③ 関係機関との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。） <p>第5章 守秘義務</p> <p>1. 趣旨</p> <p>地域協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児</p>	<p>3. 業務</p> <p>(1) 調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、<u>児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う</u>（児福法第25条の2第5項）。</p> <p>(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。</p> <p>①地域協議会に関する事務の総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議事項や参加機関の決定等の地域協議会開催に向けた準備 ・ 地域協議会の議事運営 ・ 地域協議会の議事録の作成、資料の保管等 ・ 個別ケースの記録の管理 <p>②支援の実施状況の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握 ・ 市町村内における全ての虐待ケースについて進行管理台帳（別添1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う。 <p>③関係機関との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。） <p>第5章 守秘義務</p> <p>1. 趣旨</p> <p>地域協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児</p>

改正後	現行
<p>童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、地域協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(児福法第25条の5)。</p> <p>2. 守秘義務の適用範囲</p> <p>(1) この守秘義務の適用範囲は、地域協議会を構成する関係機関等の種別に応じて、次のとおりである。</p> <p>① 「<u>国又は地方公共団体の機関</u>」(児福法第25条の5第1号)</p> <p>ア 守秘義務の対象 当該機関の職員又は職員であった者</p> <p>イ 具体的な関係機関等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関 ・ 地方公共団体の児童福祉等主管部局 ・ 児童相談所、福祉事務所、保健所・市町村保健センター ・ 警察(警視庁及び道府県警察本部・警察署)、法務局 ・ 教育委員会 ・ 地方公共団体が設置する学校 <p>② 「<u>法人</u>」(児福法第25条の5第2号)</p> <p>ア 守秘義務の対象 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者</p> <p>イ 具体的な関係機関等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の設置主体である医療法人 ・ 児童福祉施設の設置主体である社会福祉法人 ・ 私立学校の設置主体である学校法人 ・ 社会福祉協議会(社会福祉法人) ・ 弁護士会 ・ 法人格を有する医師会、歯科医師会、看護協会等 ・ NPO法人 <p>③ 「<u>①、②に掲げる以外の者</u>」(児福法第25条の5第3号)</p> <p>ア 守秘義務の対象 地域協議会を構成する者又はその職にあった者</p> <p>イ 具体的な関係機関等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親 ・ 民生・児童委員協議会、主任児童委員、民生・児童委員 ・ 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士 	<p>童の適切な保護を図るためのものであり、地域協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(児福法第25条の5)。</p> <p>2. 守秘義務の適用範囲</p> <p>(1) この守秘義務の適用範囲は、地域協議会を構成する関係機関等の種別に応じて<u>以下</u>のとおりである。</p> <p>【<u>国又は地方公共団体の機関である場合</u>】</p> <p>① 守秘義務の対象 当該機関の職員又は職員であった者</p> <p>② 具体的な関係機関等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関 ・ 地方公共団体の児童福祉等主管部局 ・ 児童相談所、福祉事務所、保健所・市町村保健センター ・ 警察(警視庁及び道府県警察本部・警察署)、法務局 ・ 教育委員会 ・ 地方公共団体が設置する学校 <p>【<u>法人である場合</u>】</p> <p>① 守秘義務の対象 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者</p> <p>② 具体的な関係機関等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の設置主体である医療法人 ・ 児童福祉施設の設置主体である社会福祉法人 ・ 私立学校の設置主体である学校法人 ・ 社会福祉協議会(社会福祉法人) ・ 弁護士会 ・ 法人格を有する医師会、歯科医師会、看護協会等 ・ NPO法人 <p>【<u>上記以外の場合</u>】</p> <p>① 守秘義務の対象 地域協議会を構成する者又はその職にあった者</p> <p>② 具体的な関係機関等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親 ・ 民生・児童委員協議会、主任児童委員、民生・児童委員 ・ 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士

改正後	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>社会福祉士</u> ・ <u>精神保健福祉士</u> ・ <u>カウンセラー（臨床心理士等）</u> ・ <u>人権擁護委員協議会、人権擁護委員</u> ・ <u>ボランティア</u> ・ <u>NPO（法人格を有しないもの）</u> <p>(2) 市町村や都道府県といった地方公共団体自身が地域協議会の構成員となった場合には、<u>児童福祉担当部局に限らず、要保護児童等の適切な保護又は支援に業務上直接的な関連を有しない部局の職員にまで守秘義務が及ぶこととなる。</u> このため、児童福祉担当部局や教育委員会といった地方公共団体の機関については、こうした機関単位で構成員となることが適当である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3. 罰則 (略)</p> <p>第6章 その他 <u>地域協議会を設置していない地方公共団体（任意設置の虐待防止ネットワークを設置しているものを含む。）については、児福法第25条の2第1項により、設置が努力義務とされている趣旨を踏まえ、地域協議会を設置（任意設置の虐待防止ネットワークからの移行を含む。）することが適当である。</u> また、地域協議会を構成する関係機関等の意識の共有を図る観点から、地域協議会において相談援助活動に関するマニュアル等を作成するなどの取り組みも有効であると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>社会福祉士</u> ・ <u>精神保健福祉士</u> ・ <u>カウンセラー（臨床心理士等）</u> ・ <u>人権擁護委員協議会、人権擁護委員</u> ・ <u>ボランティア</u> ・ <u>NPO（法人格を有しないもの）</u> <p>(2) 市町村や都道府県といった地方公共団体自身が地域協議会の構成員となった場合には、<u>児童福祉担当部局に限らず、要保護児童の適切な保護に業務上直接的な関連を有しない部局の職員にまで守秘義務が及ぶこととなる。</u> このため、児童福祉担当部局や教育委員会といった地方公共団体の機関については、こうした機関単位で構成員となることが適当である。</p> <p>(3) また、法人格を有さない任意団体については、その会長のみが構成員になる場合は、当該団体の役職員は構成員とならないため、守秘義務がかからない。このため、このような場合は、当該任意団体の役職員すべてを、それぞれ個人として、構成員にすることが適当である。</p> <p>3. 罰則 守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる（児福法第61条の3）。</p> <p>第6章 その他 <u>(1) 現在、市町村において取組みが進みつつある虐待防止ネットワーク（参考事例：別添4参照）については、地域協議会に移行することが適当である。</u></p> <p><u>(2) 地域協議会を構成する関係機関等の意識の共有を図る観点から、地域協議会において相談援助活動に関するマニュアル等を作成するなどの取り組みも有効であると考えられる。</u></p>

改正後

現行

別添1
(略)

別添1

(別添1)
ケース進行管理台帳

番号	児童氏名	生年月日 年齢	児童の 所属	保護者 氏名・住所	相談 受理日	管理記録				備考		
						会議日	第1回	第2回	第3回		第4回	
						会議日						
						主担当機関						
						状況等						
						会議日						
						主担当機関						
						状況等						
						会議日						
						主担当機関						
						状況等						
						会議日						
						主担当機関						
						状況等						

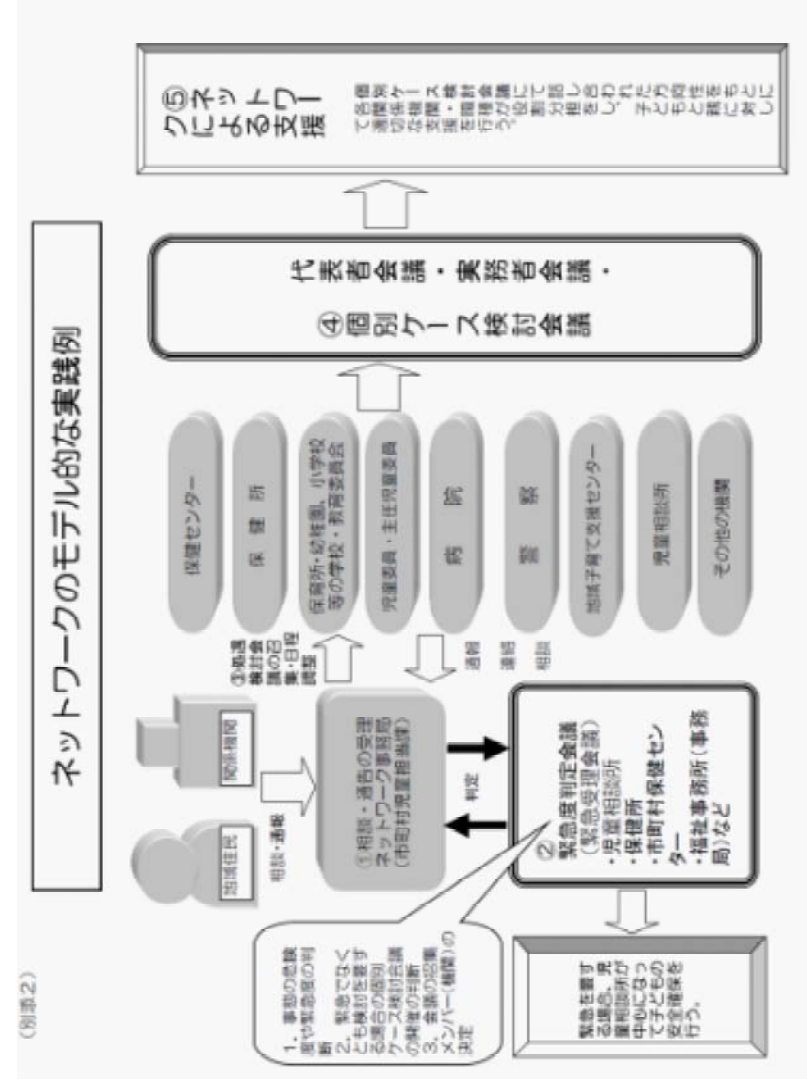
改正後

別添2

(略)

現行

別添2



改正後

現行

別添3

虐待相談・通告受付票については、いずれの様式を使用しても差し支えない。

相談・通告受付票

聴取者 ()

受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
子ども	ふりがな		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 () 歳 男・女	
	住 所		
	就学状況	未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 () 出席状況: 良好 欠席がち 不登校状態	
保護者	ふりがな		
	職 業		
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳)	続柄 () 年齢 (歳)
	住 所	電話	
主 訴 (程度、期間など)			
子どもの状況			
子どもの生活歴、生育歴 など			
家族の状況及び子どもの家庭環境		・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族 ・DV被害等	
子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況			
援助に関する子ども、保護者の意向			
過去の相談歴			
相談者	氏 名		
	住 所	電話	
	関係(職業)	相談意図	保護 ・ 調査 ・ 相談
相談への対応 (緊急対応の要否)			
決 裁	年 月 日		

別添3

(別添3)

相談・通告受付票

聴取者 ()

受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
子ども	ふりがな		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 () 歳 男・女	
	住 所		
	就学状況	未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 () 出席状況: 良好 欠席がち 不登校状態	
保護者	ふりがな		
	職 業		
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳)	続柄 () 年齢 (歳)
	住 所	電話	
主 訴 (程度、期間など)			
子どもの状況			
子どもの生活歴、生育歴 など			
家族の状況及び子どもの家庭環境		・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族	
子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況			
援助に関する子ども、保護者の意向			
過去の相談歴			
相談者	氏 名		
	住 所	電話	
	関係(職業)	相談意図	保護 ・ 調査 ・ 相談
相談への対応 (緊急対応の要否)			
決 裁	年 月 日		

改正後

現行

虐待相談・通告受付票 聴取者 ()

受理年月日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分		
子ども	ふりがな氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 () 歳 男・女	
	住 所		
	就学状況	未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 () 出席状況： 良好 欠席がち 不登校状態	
保護者	ふりがな氏名		
	職 業		
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳)	続柄 () 年齢 (歳)
	住 所	電話	
虐待内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふう 		
虐待の種類	(主◎ 従○：身体的／性的／ネグレクト／心理的)		
子どもの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の居場所： ・保育所等通園の状況： 		
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家族内の協力者 () ・家族以外の協力者 () ・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族 ・DV被害等 		
情報源と保護者の了解	<ul style="list-style-type: none"> ・通告者は 実際を目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者 () から聞いた ・保護者は この通告を (承知・拒否・知らせていない) 		
通告者	氏 名		
	住 所	電話	
	関 係	家族・近隣・学校・保育所・病院・保健所・児童委員・警察	
	通告意図	子どもの保護 ・ 調査 ・ 相談	
調査協力	調査協力 (諾 ・ 否) 当所からの連絡 (諾 ・ 否)		
通告者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自機関で実態把握する ・その他 () 		
決 裁	年 月 日		

改正後

現行

別添4 参考事例

(削除)

別添4 参考事例

**【参考事例】児童福祉センター型
泉大津市児童虐待防止ネットワーク[愛称CAPIO]**

1. 泉大津市の概要

- 1) 人口：77,902人（平成16年3月末現在）
- 2) 出生数（率）：935人（平成15年）（1.52/平成14年）近年若い世代の流入により出生率が増加している。
- 3) 0歳から18歳までの児童数：0～5歳/5,818人 6～11歳/5,235人 12～18歳/5,150人 合計16,203人（平成16年4月）
- 4) 市の特徴：大阪府の南部に位置し、かつては毛織物産業を中心とした地場産業都市であったが、近年、住宅都市になりつつある。

2. 児童虐待防止ネットワークの設立理由及び設立時期

周辺都市において児童虐待の事例が増加したことを危惧した現場の関係者が中心となり、児童虐待の予防、早期発見から児童とその家族への援助に至るまで、関係機関での有機的な連携に基づいた援助を行うために、平成11(1999)年7月に設立された。

3. 泉大津市児童虐待防止ネットワークの特徴

市児童福祉課にネットワークの事務局とし、虐待ケースの緊急度の判定を児童相談所とともにおこなうこと。

4. 児童虐待防止ネットワークのシステム

1) 組織

「代表者会議」（各機関の代表者・管理職で構成）と「実務者会議」（各機関・職種の実務者の代表で構成）の2段構えである。

2) 構成メンバー

医療分野（市立病院小児科・産婦人科、市医師会）、保健分野（府保健所、市健康推進課）、福祉分野（府児童相談所の地域育成室・家庭支援課・虐待対応課、市の児童福祉課・生活福祉課、児童福祉施設）、教育（市教育委員会の指導課、幼稚園、小学校、中学校）、警察署（生活安全課）、消防本部（警備課、救急救助係）等の関係機関や主任児童委員、弁護士等の関係者から構成されている。

3) 活動内容

- ①被虐待児童の発見からサポートに至るシステムの構築及び実践
- ②被虐待児童の実態把握
- ③児童虐待についての地域社会への啓発活動
リーフレットを市内小中学校、保育所児童を通じ配布し、ポスターを公共施設、病院に提示し、さらに市広報に掲載した。
- ④児童虐待についての情報交換及び研修活動

改正後

現行

(削除)

- ⑤幅広い関係機関・団体との連携
- ⑥その他児童虐待の解決に必要と認めること

4) 支援の流れ

- ① 関係機関や地域から寄せられた通報や情報は、まずネットワークの事務局である市児童福祉課に集められる。
- ② 寄せられた通報や情報に基づき、児童カルテを作成。
- ③ 事務局、実務者会議の座長、児童相談所（子ども家庭センター）の3者で「緊急度判定会議」を開き、事務局が作成した児童カルテに基づき、危険度や緊急度を判断する。
 - ・緊急度が高いと判断された事例については、子ども家庭センターに子どもの保護等の対応を依頼する。
 - ・緊急度は低いが何らかの対応が必要と判断された事例については、臨時実務者会議の開催と招集すべき関係者を決定し、事務局が関係機関と調整を図り、臨時実務者会議を開催する。
- ④ 事務局による臨時実務者会議の日程調整と召集
- ⑤ 臨時実務者会議においては、事態解決にあたっての方針、方法、役割分担、各事例におけるリーダーの決定等を詰めていく。
- ⑥ 臨時実務者会議終了後、各機関が会議で決められた方針に基づいてその家庭や子どもに対応していく。その際には、「いろいろな機関の職種が手をつなぎつつ、それぞれの立場から関わることによって、子どもとその家族を守るチームを作ることが重要」という考え方をもとに、ネットワークを最大限活用した対応を図ることとしている。

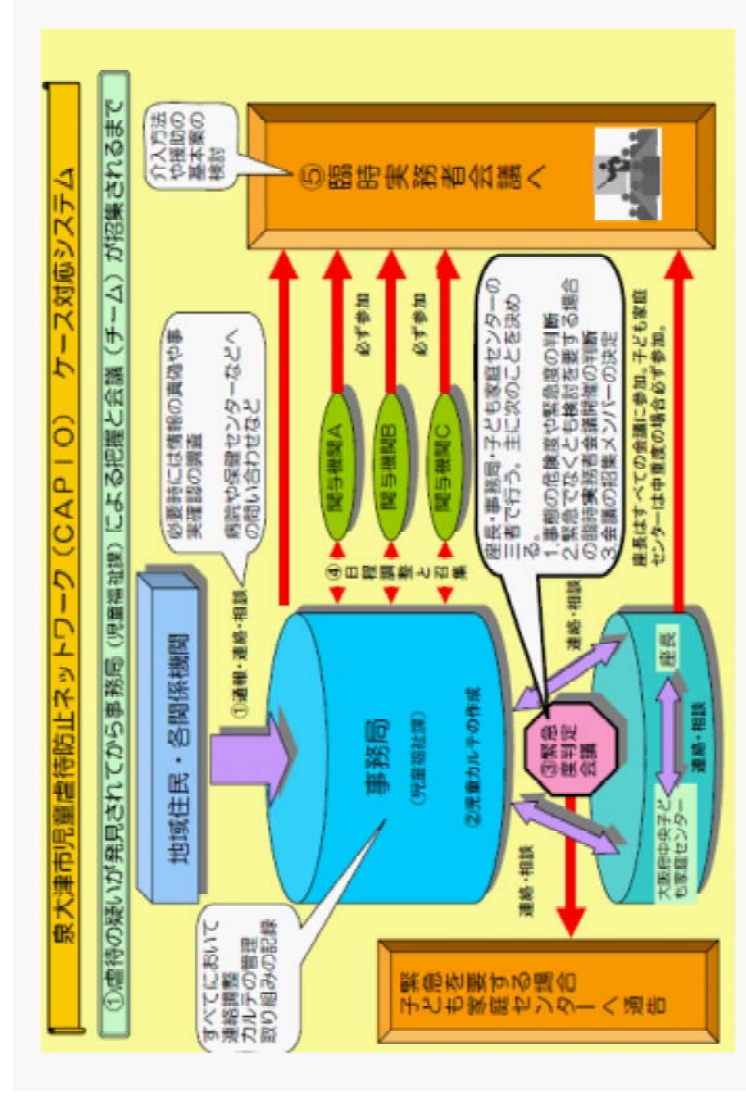
5. ネットワークの効果

- ① 実践によって機関同士の結びつきが強化され、日頃の連絡がとりやすくなり、各機関の虐待事例の通報・連絡・対処・解決に向けての協力度が高くなり、援助に対する評価や指示系統ができた。
- ② 「すべきこと」と「どこまですべきか」が明確なので、自分の活動（役割分担）に専念できるようになった。
- ③ C A P I Oの名称が住民に浸透したことで、通報・相談への抵抗感が少なくなった。

改正後

(削除)

現行



改正後

現行

(削除)

泉大津市児童虐待防止ネットワーク設置要綱

【愛称：CAPIO】

(趣旨)

近年の都市化、核家族化の進展等、社会環境が大きく変化するなかで、子ども、また子育てに関する様々な問題が発生し、とりわけ児童虐待に関する問題は年々増加の一途をたどり、深刻な社会問題となっている。

児童虐待は、子どもの心に深刻な影響を与えるばかりでなく、時として尊い命が親の虐待によって奪われるという痛ましい事件も発生しており、児童虐待を早期に発見し、早期に対応するためこの要綱を制定する。

(設置)

第1条 泉大津市内の保健、福祉、医療をはじめ教育、警察等の関係機関が、児童虐待の予防、早期発見から児童とその家族への援助に至るまで、有機的な連携に基づいた援助方策、援助のシステムを検討する泉大津市児童虐待防止ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 ネットワークは、次に掲げる事項を活動内容とする。

- ① 被虐待児童の発見からサポートに至るシステムの構築及び実践
- ② 被虐待児童の実態把握
- ③ 児童虐待についての地域社会への啓発活動
- ④ 児童虐待についての情報交換及び研修活動
- ⑤ 上記を推進するための、幅広い関係機関・団体との連携
- ⑥ 前各号に掲げる活動のほか、児童虐待の解決に必要と認めること。

(構成)

第3条 ネットワークは、次に掲げる機関等で構成する。

- (1) 大阪府中央子ども家庭センター
- (2) 大阪府和泉保健所
- (3) 泉大津市健康福祉部児童福祉課（家庭児童相談室、保育所）
- (4) 泉大津市健康福祉部健康推進課（保健センター）
- (5) 泉大津市健康福祉部生活福祉課
- (6) 泉大津市教育委員会（指導課、幼稚園、小学校、中学校）
- (7) 泉大津市立病院（小児科部、産婦人科部）
- (8) 泉大津市消防本部

改正後

現行

(削除)

- (9) 泉大津市主任児童委員
- (10) 児童福祉施設（和泉乳児院、和泉幼児院、助松寮）
- (11) 泉大津市医師会
- (12) 弁護士
- (13) 大阪府泉大津警察署（生活安全課）
- (14) その他連絡、連携が必要と認められる機関

(運営)

第4条 ネットワークは、前条に定める機関等の代表者で構成する代表者会議と、各機関の実務者で構成する実務者会議に分けて活動する。

- 2 代表者会議は総括的事項を、実務者会議は具体的な事項について担当する。
- 3 代表者会議、実務者会議にそれぞれ座長を置き、構成員の互選により選出する。
- 4 座長は、会議の招集、進行及び活動推進の総合的な連絡調整を行う。
- 5 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名するものが代行する。

(秘密の保持)

第5条 ネットワークの構成者は、会議及びこの活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務局は、泉大津市福祉部児童福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

改正後

現行

(削除)

**【参考事例】子ども家庭支援センター中心型
東京都三鷹市の児童虐待防止ネットワーク**

1. 三鷹市の概要

- 1) 人口：173,217人（平成16年12月1日現在）
- 2) 出生数：1,443人（平成15年）
- 3) 0歳から18歳までの児童数：（平成16年12月1日現在）
 - 0～4歳 6,808人
 - 5～9歳 7,048人
 - 10～14歳 6,562人
 - 15～19歳 7,538人
- 4) 市の特徴：東京都のほぼ真中に位置した住宅都市

2. 子ども家庭支援センターの設立

東京都児童福祉審議会が、住民が身近なところでどのようなことでも気軽に相談できる適切な援助やサービスを利用できる総合的な相談体制を整える必要があると指摘し、平成7年10月より「子ども家庭支援センター事業」を開始、区市町村で子ども家庭支援センターの設置を進めてきた。子育てに関する実務者会議が必要という認識から子ども相談連絡会が平成2年に立ち上がっていた三鷹市では、これを基盤に平成9年から子ども家庭支援センターをスタートさせた。

3. 三鷹市のネットワークの特徴

東京都の事業である「子ども家庭支援センター」が中核機関となり、乳幼児の子育て、不登校やいじめ、思春期の子どもしたことなど、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるほか、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を目的にファミリーソーシャルワークの視点から地域の援助機関やサービスをネットワークでつなぎ、を市全体での子ども家庭支援システムの強化に取り組んでいる。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

連絡会、定例会、ケース検討会で構成され、連絡会は年1回、定例会は月1回程度、ケース検討会は随時（年平均50回程度）開催することとしている。

2) 構成メンバー

健康福祉部（子ども家庭支援センター、子育て支援室、総合保健センター、生活福祉課、ハピネスセンター、市立保育園）、企画部企画経営室女性担当、母子自立支援員、教育委員会（指導室、教育相談室、小中学校、市立幼稚園、生涯学習課、児童館、）社会福祉協議会（学童保育所担当）、保健所、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、医師会、警察、助産師会、私立保育園、私立幼稚園、主任児童委員、民生児童委員

3) 活動内容

改正後

現行

(削除)

① 子ども家庭支援センター事業

親子ひろばによる精神的サポート、グループでの活動支援、相談、ネットワーク事業

② 子育て連絡会(子ども家庭支援センターの所管)

子ども家庭支援センターを中心とし、関係機関相互の連携を含め、相談内容の充実や質の向上を目指す

事例検討会、ケース会議、サービス調整会議も行う。

※北野ハビネスセンター（療育センター）中心の障害児支援ネットワークとも連携（障害児保育プログラムや親への対応を支援。通園、通所訓練、相談、療育訓練事業、交流、研修、乳幼児の子育て支援事業）

5. ネットワークの効果

① 迅速に対応できるようになった。

② 総合的な状況把握により、問題を家庭全体で捉えた援助が可能になった。

③ 関係機関相互の役割や機能が理解でき、関係機関の力量アップにもつながった。

④ どこが発見したりどこに通報が入ったりしても、支援センターにつなぐ事で同じ対応が取れるようになった。

改正後

現行

(削除)

三鷹市子ども家庭支援ネットワークに関する規則

平成14年3月29日
規則第26号

改正 平成15年6月12日規則第30号 平成16年4月1日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、子どもと子育てに関する関係組織等の相互の連絡及び調整を行うため、三鷹市子ども家庭支援センター条例(平成9年三鷹市条例第6号)第3条第2号に規定するネットワークを設置し、もって関係組織等が連携して子どもと家庭を支援することを目的とする。

(名称等)

第2条 ネットワークの名称は、三鷹市子ども家庭支援ネットワーク(以下「支援ネット」という。)とする。

2 支援ネットは、児童虐待防止区市町村ネットワーク事業実施要綱(平成14年3月29日付け13福子計第1754号)に定める児童虐待防止協議会を兼ねるものとする。
一部改正〔平成15年規則30号〕

(構成)

第3条 支援ネットは、別表に掲げる組織等の代表者及び子育て支援担当者をもって構成する。

一部改正〔平成15年規則30号〕

(運営)

第4条 連絡会の運営は、子ども家庭支援センター長(以下「センター長」という。)が行う。

(会議)

第5条 センター長は、次の会議を開催する。

(1) 連絡会

(2) 定例会

(3) ケース検討会

2 連絡会は、各年度の支援ネットの運営方針を定めるため、支援ネットの構成員により各年度1回開催する。

3 定例会は、ネットワークの運営に関する情報交換を行うため、別表に掲げる組織等の子育て支援担当者により月1回開催する。

4 ケース検討会は、問題を抱える子どもと家庭を支援するため、各事案に関わる組織等の子育て支援担当者により随時開催する。

一部改正〔平成15年規則30号〕

(プライバシーの保護)

第6条 連絡会の構成員は、プライバシーの保護に最大の注意を払わなければならない。

2 市長は、支援ネットに関するプライバシーの保護のため、必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、子ども家庭支援センターが行う。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月12日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第17号)

改正後

現行

(削除)

この規則は、公布の日から施行する。
別表（第3条関係）

子ども家庭支援センター	社会教育会館
健康福祉部子育て支援室	市立小学校、中学校及び幼稚園
市立保育園	東京都杉並児童相談所
児童館	東京都三鷹武蔵野保健所
むらさき子どもひろば	警視庁三鷹警察署
市立母子生活支援施設	母子自立支援員（三鷹市担当）
健康福祉部生活福祉課	民生委員・児童委員及び主任児童委員
健康福祉部健康推進課	社団法人三鷹市医師会
北野ハビネスセンター	三鷹市助産師会
企画部企画経営室	三鷹市内の私立保育園及び保育室
教育委員会事務局教育部指導室	三鷹市内の私立幼稚園
教育委員会事務局教育部生涯学習課	社会福祉法人朝陽学園
教育センター教育相談室	

全部改正〔平成15年規則30号〕、一部改正〔平成16年規則17号〕

改正後

現行

(削除)

【参考事例】

神奈川県相模原市の児童虐待防止ネットワーク

1. 相模原市の概要

- 1) 人口：620,599人(平成16年4月1日現在)
- 2) 出生数(率)：6,068人(平成15年)
- 3) 0歳から18歳までの児童数(平成16年1月1日現在)
0～4歳 30,360人
5～9歳 30,183人
10～14歳 28,660人
15～19歳 30,773人

4) 市の特徴：北東側を東京都に接する神奈川県北部に位置し、優れた技術集積により次世代産業を担う内陸工業都市として発展を続けている。

2. 相模原市児童虐待防止ネットワーク設立理由と時期

平成12年の虐待防止法成立以降、児童虐待防止ネットワークの設置について検討していたところ、虐待死亡事件が発生。これを契機に「児童虐待防止ネットワーク」が平成13年5月に発足した。

3. 相模原市のネットワークの特徴

子育て支援課、福祉事務所、保健所が連携して中核機関の役割を担っている。保健所では、乳幼児について独自に作成したチェックリストを基にケースの重症度の評価を行いランク分けした上で初期対応に当たる。ケースの進行管理においても、市ネットワークで独自に作成した各機関共通のツールである支援評価シートを活用して対応にあたっている。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

児童虐待防止ネットワークは「児童虐待防止協議会」と「児童虐待防止連絡会議」によって構成される。

2) 構成メンバー

①「児童虐待防止協議会」は相模原市（保健福祉部長、保健所長、学校教育部長）と児童相談所、児童養護施設、民生・児童委員、医師、歯科医師、保育園、弁護士、人権擁護委員、警察署、幼稚園、小・中学校などの市内の関係機関・団体から推薦された者で構成されている。

②「児童虐待防止連絡会議」には、「全体会議」と「ケース会議」が設置され、全体会議は、保健福祉、教育、消防などにおける市の関係機関の長と児童相談所指導課長で構成されている。ケース会議は、個別ケースの関係機関の担当者で構成されている。

改正後

現行

(削除)

3) 活動内容

①「児童虐待防止協議会」

年 2 回程度開催し、児童虐待への取り組みに関する情報交換、協議、連携等を所掌する。

②「児童虐待防止連絡会議」(全体会議)

年 3 回程度開催し、児童虐待防止対策事業の方向性の検討や、庁内関係機関のスムーズな連携などについての事項を所掌する。

③「児童虐待防止連絡会議」(ケース会議)

個々の事例に対する情報の共有、具体的な対処方法や役割分担を検討する。また随時のケース会議以外にも、新規ケースの報告、終結ケースの検討などを行う「ケース確認会議」を月 1 回開催。全ケースについて対応方法の確認を行う「定例ケース会議」を年 2 回開催。児童相談所と連携して対応しているケースについて対応方法の確認を行う「児童相談所との定例ケース会議」を年 1 回開催。

④「事務担当者会議」

ネットワーク運営上の事務的な課題などについて、各機関の担当者で検討する「事務担当者会議」を月 1 回開催。

5. ネットワークの効果

- ① 関係機関を超えての情報共有が可能となり、早期に効果的な対応が可能になった。
- ② 複数の機関、複数の職種の幅広い視点で、対応方法を検討できるようになった。
- ③ 全体会議で関係各課の課長にネットワークの動きを報告し、承認を受けているため、メンバーが課を超えて活動しやすくなっている。
- ④ 定期的に児童虐待を担当している職員が集まることで課題の共有や検討ができるようになり、職員のスキルアップや独自の取り組みなどにつながっている。

改正後

現行

(削除)

相模原市児童虐待防止ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応のための関係機関相互間における連携を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、児童虐待防止協議会（以下「協議会」という。）及び児童虐待防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、これらを相模原市児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と総称する。

(協議会)

第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって組織する。

2 協議会は、児童虐待への取組みに関する情報交換、協議、連携等に係る事項を所掌する。

3 協議会に座長及び副座長を置き、構成員がこれを互選する。

4 座長は、会議の招集及び進行並びに総合的な連絡調整を行う。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(連絡会議)

第4条 連絡会議に、次に掲げる会議を設置する。

(1) 全体会議

(2) ケース会議

(全体会議)

第5条 全体会議は、別表2に掲げる構成員をもって組織する。

2 全体会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 事例に係る情報の共有及び対応方法の検討

(2) 児童虐待の対応方法についての助言

3 必要があると認めるときは、全体会議に会議の当該構成員以外の者を出席させることができる。

(ケース会議)

第6条 ケース会議は、個別の事例に係る課の担当者及び関係機関に所属する者をもって構成する。

2 ケース会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 個々の児童虐待に対応するケース対応チームの編成

(2) ケースの情報、経過及び問題の把握

(3) 役割分担及び対処方法の検討

(4) 家庭支援を含めた援助方法の検討

(招集)

第7条 協議会は、座長が招集し、年2回以上開催するものとする。

2 連絡会議は、市長が招集し、必要に応じて開催するものとする。

(秘密の保持)

第8条 協議会及び連絡会議の構成員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。

改正後

現行

(削除)

(庶務)
第9条 ネットワークの庶務は、保健福祉部子育て支援課で行う。
(その他)
第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

- 附則
1 この要綱は、平成13年5月22日から施行する。
2 この要綱施行後最初の協議会の会議は、市長が招集する。

附則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

相模原市	保健福祉部長
	保健福祉部保健所長 学校教育部長
関係機関	相模原児童相談所長
	児童養護施設中心子どもの家所長
	相模原市民生委員児童委員協議会から推薦された者
	相模原市医師会から推薦された者
	相模原歯科医師会から推薦された者
	相模原市私立保育園長会から推薦された者
	横浜弁護士会相模原支部から推薦された者
	相模原市人権擁護委員会から推薦された者
	相模原警察署から推薦された者
	相模原南警察署から推薦された者
	相模原市幼稚園関係団体から推薦された者
相模原市公立小学校校長会から推薦された者 相模原市公立中学校校長会から推薦された者	

別表2 (第5条関係)

相模原市	企画部	男女共同参画課長
		保健福祉総務課長
	保健福祉部	地域福祉課長
		保健福祉総合相談課長
		地域医療課長
		子育て支援課長
		保育課長
		相模原福祉事務所長
		南福祉事務所長

改正後

現行

(削除)

		陽光園所長
		地域保健課長
保健福祉部保健所		保健予防課長
		中央保健センター所長
教育委員会管理部		学務課長
教育委員会学校教育部		指導課長
		青少年相談センター所長
消防本部		救急対策課長
関係機関	相模原児童相談所	指導課長

改正後

現行

(削除)

**【参考事例】子ども虐待予防相談センター中心型
神奈川県横須賀市の児童虐待防止ネットワーク**

1. 横須賀市の概要

- 1) 人口：434,990人（平成16年10月1日現在）
- 2) 出生数(率)：3730人(8.57)（平成15年7月～平成16年6月）
- 3) 0歳から18歳までの児童数：（平成16年10月1日現在）
 - 0～4歳 14,415人
 - 5～9歳 19,098人
 - 10～14歳 19,033人
 - 15～19歳 22,211人
- 4) 市の特徴：神奈川県南東、三浦半島の中央部にあって、東周は東京湾、西周は相模湾にそれぞれ面している。平成13年に中核市へ移行。

2. 子ども虐待予防相談センターの設立

若い母親らの育児に関する悩みやストレスの解消を手助けすることで、子どもに対する虐待を未然に防ごうと、保健師や保育士、専門家らによる「子ども虐待予防相談センター」を開設。対象は就学前の子どもを持つ保護者で、スタッフは保健師(常勤、非常勤)、保育士(非常勤)、心理相談員(非常勤)、精神科医(非常勤)、ネットワークミーティングやMCG、メンタルヘルス相談、緊急一時保護、緊急一時入院、母親のメンタルヘルスチェック、従事者研修を実施している。

3. 横須賀市のネットワークの特徴

母子保健の中の子育てネットワークが健康福祉センターを中心に機能していた。平成12年度から、児童虐待防止ネットワークミーティング事業を立ち上げ、全体会（代表者会議）と部会（個別ケース会議）の二重構造となっている。児童虐待という狭いネットワークだけではなく、子育て支援として予防的なより広いネットワークと有機的に連携することにより、児童虐待防止ネットワークが有効に機能している。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

全体会は年2回開催し、相互の情報交換や各機関の役割の明確化、連携強化、啓発活動等について検討する。部会は、個々のケースの情報を共有し、今後の方針、役割分担を明確にすることを目的とし、事務局長が必要と認めた時に随時開催している。

2) 構成メンバー

教育委員会、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、民間保育園、民間幼稚園、弁護士、健康福祉部、その他市長が必要と認める関係機関・団体の代表者

改正後

現行

(削除)

3) 活動内容

- ① 電話相談・面接相談（一般相談）
保健師や心理相談員、保育士が従事し、タイムリーな相談を行っている。
- ② ネットワークミーティング
横須賀市内における児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図るため、児童虐待防止ネットワークミーティングを設置。具体的には関係機関相互の情報の共有と連携の強化を目指す「全体会」と、個々のケースを共有し、今後の方針と役割分担を明確にするための「部会」により構成されている。
- ③ MCG
子どもへの虐待が危惧される親、虐待をしまっている親のために、同じ立場の親同士気持ちを話し合い、自分自身を見つめ、ストレスを軽減し、育児を支え、子どもへの虐待を予防する場の提供をする。
- ④ 心理相談
虐待問題などで混乱した保護者の気持ちを整理する手助けをする。具体的には、数回のセラピーで整理のつく方・他のケアを紹介した方がよい方、あるいは併用した方がよい方、精神科受診につなげる必要のある方など、保護者の心理状況のアセスメントを行い適切な対応計画を立てて実施する。
- ⑤ メンタルヘルス相談
虐待問題に悩む当事者・親族および関係機関の相談を受ける。また、関係機関（職員）のメンタルヘルスカケアも行う。
- ⑥ 緊急一時入院・保育
親の同意を得ることを条件とし、緊急一時入院・保育を実施することで虐待を受けている、又は受ける可能性のある子どもの安全を確保し、保護者を指導、親子関係の緊張緩和、重症化を防ぐ。また、利用中に関係機関及び保護者と話し合い、利用後の生活、子育てについて準備する。
- ⑦ 従事者研修・啓発活動
関係者の虐待問題に取り組むスキルを上げ、より連携がスムーズにとれるようにする。また、地域からの依頼も積極的に受理し、虐待に対する偏見をなくし、虐待問題に協力的なまちづくりを目指す。

5. ネットワークの効果

- ① 虐待の相談が増え把握がしやすくなったと同時に早期対応が可能となった。
- ② 関係機関の役割が明確になり、相互の機能を理解することができた。それにより連携がスムーズになった。

改正後

現行

(削除)

児童虐待防止ネットワークミーティング実施要領

(総則)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図り、これからの時代を担う子どもたちを虐待から守るために、児童虐待防止ネットワークミーティング（以下、「ネットワークミーティング」という。）を設置する。ネットワークミーティングにはネットワークミーティング全体会（以下、「全体会」という。）とネットワークミーティング部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(事務局)

第2条 ネットワークミーティングの事務局は、健康福祉部子育て支援課内に置き、事務局長は子育て支援課長をもってあてる。

(全体会の目的)

第3条 全体会は、関係機関相互の情報の共有と連携の強化を目的とし、次の関係機関・団体の代表者で構成する。

教育委員会、医療機関、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、民間保育園、民間幼稚園、弁護士、健康福祉部、その他市長が必要と認める関係機関・団体の代表者

(全体会の開催)

第4条 全体会は年に2回開催し、次の事項について検討する。

- (1) 関係機関・団体相互の情報交換に関すること
- (2) 各関係機関・団体の役割の明確化と、連携の強化に関すること
- (3) 啓発活動に関すること
- (4) 現在活動中の事例に関すること
- (5) その他児童虐待防止策に関すること

(部会の目的)

第5条 部会は、個々のケースの情報を共有し、今後の方針・役割分担を明確化することを目的とし、ケースに関わる関係機関・団体で構成する。

(部会の開催)

第6条 部会は、事務局長が必要と認めた時に随時開催する。

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第7条 ネットワークミーティングに関わる構成員は、個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）を遵守し、ネットワークミーティングで知り得た個人の情報について、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。やむをえず情報を提供する場合は、活動に必要な最低限度の者に、最低限度の情報提供でなければならない。</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第8条 この要領について必要な事項は、子育て支援課長が定める。</p> <p>附則 この要領は、平成12年（2000年）5月1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成13年（2001年）11月1日から施行する。</p>

改正後

現行

(削除)

**【参考事例】保健師中心型
静岡県浜岡町（現御前崎市）子育て支援ネットワーク**

1. 浜岡町の概要

- 1) 人口：24,037人（平成15年3月末現在）。なお、現御前崎市人口は 35,305人。
- 2) 出生数（率）：268人（11.1）（平成14年）
平成10～14年の合計特殊出生率1.79
- 3) 0歳から18歳までの児童数：（平成16年3月末）
0～4歳 1,307人
5～9歳 1,185人
10～14歳 1,235人
15～19歳 1,416人
合 計 23,854人
- 4) 町の特徴：原子力発電所があるため、その関連企業が集まっている市。

2. 子育てネットワークの設立理由及び設立時期

若い世代の流入が多く、人口規模の割に出生数も多い。また、転入者は近隣との関係が希薄で孤立した育児をしている人も多く、虐待に近い状況が見られる等母子への支援は大きな課題となっている。

平成8年度から母子保健関係の「子育て支援連絡会」を年3回開催している。平成11年に、4件の虐待事例に対応したことがきっかけで、児童相談所の地区担当児童福祉司が各機関に定例的な会議の必要性を提起・提案をした。これを受け、平成12年3月から「子育て支援情報連絡会議」が発足した。

3. 子育て支援ネットワークの特徴

町の保健師が町内の関係機関同士の連携の要となって機能させている。また必ず保健職員が参加し、様々な判断が会議上でなされるため、児童相談所との連携がうまくいっている。

県や町の行政機関の人事異動があっても、町の保健師や保育所職員等地域の関係者が不変なので、機能は維持されている。

4. 子育て支援ネットワークのシステム

1) 組織

子育て支援ネットワークは、「子育て支援ネットワーク連絡協議会」とその下部組織の「子育て支援情報連絡会議」と「子育て支援連絡会」と「食育連絡会」によって組織されている。

2) 構成メンバー

- ①「子育て支援ネットワーク連絡協議会」は、関係機関の代表者で構成されている。

改正後

現行

(削除)

②「子育て支援情報連絡会議」は、町内の保育園（各3ヶ所）、子育て支援センター職員（各保育所と兼務）、児童館、町立幼稚園代表（1園）、主任児童委員、町（福祉係職員・健康増進係保健師、教育委員会教育相談員）、県（児童相談所児童福祉司、保健所保健師、福祉事務所家庭児童相談員）の子育て支援に関係する町内の23機関の関係者から構成されている。構成員でなくても事例にかかわる機関は参加。

③「子育て連絡会」は、主任児童委員、中学校、各小学校、学校給食センター、こぼの教室、町立幼稚園代表（2園）、各保育所、子育て支援センター、児童館、こども発達センター、総合病院、県（保健所保健師、福祉事務所家庭児童相談員）、図書館、教育委員会（学校教育課、社会教育課）、健康福祉課福祉係、健康増進係

④「食育連絡会」は、町内の学校や保育所の栄養士から構成されている。

3) 活動内容

①「子育て支援ネットワーク連絡協議会」

年2回開催され、参加機関の情報交換や連絡調整、各部会の報告を行っている会議。

②「子育て支援情報連絡会」(子育て支援情報部会)

育児が健全に営まれるように年12回の他、緊急時は随時開催している会議。主に町の機関がそれぞれ抱えている新規及び継続事例について実名で報告し、家族背景や問題点、経過等を報告し、支援方針を検討。多機関が関係している事例については、その場で情報交換が行われると同時に、関係している関係員等から虐待の危険度の判断や援助の方向性を示唆されるため、地域での援助の役割分担が明確になっている。検討した事例については翌月、経過と援助結果を報告、再検討している。年1回(2月)、全事例を一覧表にし、経過報告している。

また、年2回は障害児を中心に実施。

③「子育て支援連絡会」

年3回開催し、子どもの健康問題に対する情報交換や学習の場としている。

④「食育連絡会」

年3回開催し、子どもの食の問題に対する情報交換や学習の場としている。

5. ネットワークの効果

① 会議で顔を合わせることで、参加者の信頼関係が構築され、日常的に情報交換されるようになった。また事例への対応する機関の役割が明確化され、参加者のスキルアップと情報収集力アップにつながった。虐待の相談が増え把握がしやすくなったと同時に早期対応が可能となった。

② 健診や遊びの場面で気になった親子に対しては、事前に連絡した後保健師や保育士が早期の軽いレベルから丁寧な援助を行う体制ができた。

③ 「日本版エジンバラ産後うつ病自己評価表」を乳児家庭訪問の場で全員に記入してもらうことで、保健師が最初からきめ細かい対応ができるようになった。

改正後	現行
<u>(削除)</u>	

改正後

現行

(削除)

(3) 子育て支援情報部会（子育て支援情報連絡会）

（部会の所掌事項）

第7条 母子保健部会（子育て支援連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの健康問題に対する援助体制と関係機関の調整に関する事
- (2) 子育ての情報提供に関する事
- (3) 母子保健計画に必要な調査及び研究に関する事

2 食育部会（食育連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの食の問題に対する援助体制と関係機関の調整に関する事
- (2) 食育の情報提供に関する事

3 子育て支援情報部会（子育て支援情報連絡会）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの相談に関する事
- (2) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの事例検討に関する事
- (3) 育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの処遇・支援に関する事
- (4) 育児不安・子ども虐待などの予防に関する事
- (5) 育児不安・子ども虐待、障害児などの情報提供に関する事

（庶務）

第8条 協議会及び部会の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

改正後

現行

(削除)

別表（第3条第2項関係）

浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会委員		
1	議会	代表
2	民生・児童委員	代表
3	主任児童委員	代表
4	町内会総代	代表
5	人権擁護委員	代表
6	保護司会	代表
7	更生保護婦人会	代表
8	菊川警察署	代表
9	浜岡町医師会	代表
10	町立浜岡総合病院	代表
11	町PTA	代表
12	母親クラブ	代表
13	児童館	代表
14	子育て支援センター	代表
15	中学校	代表
16	小学校	代表
17	幼稚園	代表
18	保育所	代表
19	町立図書館	代表
20	こども発達センターめばえ	代表
21	西部児童相談所	代表
22	静岡県中東遠健康福祉センター	児童部門代表
23	静岡県中東遠健康福祉センター	保健部門代表
24	家庭相談室	代表
25	浜岡町 助役	
26	浜岡町 社会教育課	代表
27	浜岡町 学校教育課	代表
28	浜岡町 健康福祉課	福祉係
29	浜岡町 健康福祉課	健康増進係
	その他会長が適当と認めた者	

※部会の構成委員については、別に記する。

改正後

現行

(削除)

浜岡町子育て支援ネットワーク連絡協議会
子育て支援情報部会『子育て支援情報連絡会』実施要領

目的：子どもに関わる関係機関が集まり、処遇困難（子ども虐待・障害児・育児不安など）な事例の情報提供と検討、相談、処遇・支援や予防を考
えていくことにより連携を深め、関係者が共通の認識を持つ中で、それ
ぞれが機関の専門性を生かした関わりを検討していく。

所掌事項：（１）育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの相談
に関する事
（２）育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの事例
検討に関する事
（３）育児不安・子ども虐待、障害児など、処遇困難ケースの処遇
・支援に関する事
（４）育児不安・子ども虐待などの予防に関する事
（５）育児不安・子ども虐待、障害児などの情報提供に関する事

参加機関：主任児童委員、浜岡保育所、佐倉保育所、高松保育所・子育て支
援センター、幼稚園、中東連健康福祉センター掛川支所 保健所部
門・児童部門、家庭相談室、学校教育課、健康福祉課福祉係・健
康増進係、他（障害児を主にテーマとしてあげる時は、子ども発
達センターめばえ、幼児ことばの教室が加わる。また、とりあげ
る事例によっては、その機関及び関係機関が加わる）

事務局：浜岡町健康福祉課

実施方法：（１）内容
・事例検討
事例提供者は資料作成し、出席すること
・情報交換

（２）日時
・毎月第１火曜日 13:30～16:00（２月は9:00～16:00）
4月15日・5月6日・6月3日・7月1日・8月5日・9月
2日・10月7日・11月4日・12月2日・1月6日・2月3

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p>日・3月2日</p> <p>※ 4月は、第3火曜日に実施。 6、9月は主に障害児について会を開催。 2月は、一日かけて全ての事例連絡を行う。</p> <p>(3) 場所： 浜岡町総合保健福祉センター 1階</p>

改正後

現行

(削除)

**【参考事例】 児童少年相談センター中心型
福岡県水巻町の児童虐待防止ネットワーク【いきいき子どもネット】**

1. 水巻町の概要

- 1) 人口：31,482人（平成16年3月末日現在）
- 2) 出生数（率）：250人（7.9）（平成15年）
- 3) 0歳から18歳までの児童数：（平成16年10月1日現在）
 - 0～4歳 1,187人
 - 5～9歳 1,433人
 - 10～14歳 1,636人
 - 15～19歳 1,935人

- 4) 町の特徴：北九州市の西側に隣接した旧産炭地の町。北九州市のベッドタウンとして街づくりを進めているが生活保護世帯や母子家庭が多い。一方、田んぼがあったり、新興住宅地があったり、静かな町であるが住民の質はさまざまである。

2. 町立児童少年相談センターの設立

不登校対策や、若い世代の子育て支援が大きな課題となっており、町民の子どもへの関心が高い。また議員より子育て支援や不登校問題などをバラバラに行うのではなく一括して対応できる機関の設置の要望が出され、教育委員会生涯学習課に平成13（2001）年4月「水巻町児童少年相談センター」が独立の施設として設置された。

相談センターは、0歳から19歳までの児童を対象とし、児童虐待防止に関する業務、いじめ、不登校、引きこもり、非行防止に関する業務、その他青少年の健全育成に関する業務を行っている。

また、相談センターには相談機能、ネットワーク機能、居場所機能があり、平成16年4月に新築後愛称を「ほっとステーション」としてそれぞれの機能を充実している。

相談センターの職員構成は、カウンセラー資格を持つ町職員、ソーシャルワーカーなどの相談経験豊富な女性嘱託相談員、教員資格を持つ男性嘱託相談員、事務を補佐する臨時職員の4名体制で相談にあたっている。

3. 水巻町のネットワークの特徴

町の教育委員会生涯学習課に所属し、日程の調整や関係機関との連絡など事務局の役割を児童少年相談センターが担っている。また、幼稚園や小学校、中学校との日常的な連携がとれており、児童虐待の早期発見、早期対策に寄与している。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

関係機関の代表者が集まる「いきいき子どもネット」を年2～4回開催し、町内の子ども達の状況を理解してもらう。このいきいき子どもネットの下部組織として、

改正後

現行

(削除)

中学校区協議会や保育所幼稚園連絡会議などの実務者会議や、具体的な事例に対応する事例検討会議などを設置している。

中学校区協議会では、中学校と校区内の小学校が参加する年2回の協議会を行い、家族情報や友人関係などについて実名での情報交換を行っている。

2) 構成

保健医療機関、教育関係機関、福祉関係機関、司法関係機関、議会行政機関、その他民生児童委員協議会など子どもに関わる機関をほぼ網羅し、32名の委員で構成されている。

3) 活動内容

イ、児童相談所との関係

必要に応じて事例検討会に参加を要請する。検討会後の役割分担として、日常的な家庭訪問、家族との面接などはセンターの相談員が行うことも多い。

地域の関係機関からセンターに相談を持ちかけた事例のうち、児童虐待の恐れどセンターとして判断に迷う場合は、児童相談所の参加のもと関係機関会議を開催し緊急性の判断を行うほか、見守りや訪問などの役割分担を行っている。

また、関係機関に対して見守りなどの状況について適時確認を行っている。

ロ、保健師との関係

相談事例があった場合、保健師に家族関係、予防接種の状況などの情報を確認、共有化したり、虐待にかかるリスクの程度等について協議している。

5. ネットワークの効果

- 1) 水巻町における0～19歳までの子どもの問題、課題などについて同時に研修でき、子どもに関わる機関の役割の理解と事例の共有化ができる。また、センターの具体的な機能と活動についての理解が深まる。
- 2) 相談センターが連絡調整を行うことで、迅速に会議を開催できるようになり、事例を提出した機関の事務的な負担が軽減できている。
- 3) 守秘義務の範囲内で事例に関する情報を交換することで、支援の方向が共有でき、関係機関で連絡を取りながら、協働して日常的に事例へのアプローチができるようになる。

改正後

現行

(削除)

水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例

(目的)

第1条 この条例は、未成年者にかかる虐待、いじめ、不登校、引きこもり及び非行等を防止し、その健全な育成を図るために水巻町児童少年相談センターを設置し、あわせて運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 水巻町児童少年相談センター（以下「相談センター」という。）

位置 福岡県遠賀郡水巻町古賀二丁目5番8号

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未成年者 民法（明治29年法律第89号）に規定する20歳未満の者をいう。
- (2) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。

(業務内容)

第4条 相談センターは次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 児童虐待の防止に関する業務

- イ 児童虐待にかかる相談、紹介等に関すること。
- ロ 児童虐待及び児童虐待に陥ると思われる児童の不安・不適切養育介護の発生の把握に関すること。
- ハ 関係機関との連携による児童虐待の早期発見、早期対策のための支援及び援助に関すること。
- ニ 啓発等に関すること。

(2) いじめ、不登校、引きこもり、非行等の防止に関する業務

- イ 補導及び相談に関すること。
- ロ 調査、研究及び資料の収集に関すること。
- ハ 関係機関、団体等との連携及び協力に関すること。
- ニ 水巻町青少年問題協議会に関すること。
- ホ その他未成年者の健全育成に関すること。

(子どもネットの設置)

改正後

現行

(削除)

第5条 第4条の規定による業務を円滑に実施するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、相談センターに水巻町いきいき子どもネット（以下「子どもネット」という。）を設置する。

2 子どもネットは、35名以内の委員をもって組織する。

3 子どもネットの委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 保健・医療関係の代表者

(2) 教育関係機関の代表者

(3) 福祉関係機関の代表者

(4) 司法関係機関の代表者

(5) 議会・行政職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

4 子どもネットに、会長及び副会長を置く。

5 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、子どもネットを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 子どもネットの会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第9条 子どもネットの事務局は、相談センターに置く。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、水巻町特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第9号）により支給する。

(職員)

第11条 相談センターに所長その他必要な職員を置く。

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>(職務) 第12条 所長は、相談センターの業務を統括し、職員を指揮監督する。</p> <p>(個人情報の保護) 第13条 町長及び教育委員会は、関係機関と連携して行う事務については、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 2 町長及び教育委員会から情報の提供を受けた関係機関は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 提供を受けた情報は、この条例の趣旨に基づき利用し、それ以外の目的のために利用しないこと。 (2) 提供を受けた情報に係る漏えい及び改ざんの防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じること。 (3) 提供を受けた情報は、提供を受けた目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに廃棄すること。 3 職員及び関係機関の職員は、職務上知り得た事項について秘密を保持し、業務にかかわる関係者以外のものにこれを漏らしてはならない。</p> <p>(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

改正後

(削除)

現行

水巻町いきいき子どもネット運営規則

(目的)

第1条 この規則は水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例(平成13年条例第25号。以下「条例」という。)第5条に規定する水巻町いきいき子どもネットの運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 水巻町いきいき子どもネット(以下「子どもネット」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待及び児童虐待に陥るとと思われる児童の不安・不適切養育介護の発生の把握に関すること。
- (2) 未成年者の健全育成のための関係機関との連携による、児童虐待等の早期発見・早期対策のための支援及び援助に関すること。
- (3) 町民の意識向上を図るための啓発に関すること。

(委員)

第3条 条例第5条第3項に規定する各機関等の代表者とは、次のものをいう。

- (1) 保健・医療関係の代表者
 - イ 医師 1名
- (2) 教育関係機関の代表者
 - イ 町内の各小・中学校の校長または教諭 4名
 - ロ 町内の各幼稚園の園長または教諭 3名
- (3) 福祉関係機関の代表者
 - イ 児童相談所の職員 1名
 - ロ 保健福祉環境事務所の職員 1名
 - ハ 町内私立保育所の園長又は保育士 3名
- (4) 司法関係機関の代表者
 - イ 保護司 1名
 - ロ 弁護士 1名
 - ハ 警察官 1名
- (5) 議会・行政職員
 - イ 水巻町議会 3名
 - ロ 健康福祉課長
 - ハ 生涯学習課長
 - ニ いきいきほーる保健師 1名

改正後	現行														
<p>(削除)</p>	<p>(6) その他教育委員会が必要と認める者</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 区長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ロ 公民館長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ハ 民生児童委員協議会委員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ニ 社会教育委員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ホ 主任児童委員</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>ヘ 青少年問題協議会委員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>ト 小・中学校 PTA 委員</td> <td>2名</td> </tr> </table> <p>(会議)</p> <p>第4条 子どもネットは、第2条の業務の目的を達成するために、次の会議を設置する。</p> <p>(1) 地域連絡会議（未成年者の現況に対する認識を深めるための研修の実施及び情報交換を行う）</p> <p>(2) 事例検討会議（具体的事例の迅速な対応及び関係機関との連絡調整を図る）</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第5条 子どもネットの委員は、会議において知り得た事項について、秘密を厳守し、これを他に漏らしてはならない。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、改正後の水巻いきいき子どもネット運営規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。</p>	イ 区長	1名	ロ 公民館長	1名	ハ 民生児童委員協議会委員	1名	ニ 社会教育委員	1名	ホ 主任児童委員	3名	ヘ 青少年問題協議会委員	1名	ト 小・中学校 PTA 委員	2名
イ 区長	1名														
ロ 公民館長	1名														
ハ 民生児童委員協議会委員	1名														
ニ 社会教育委員	1名														
ホ 主任児童委員	3名														
ヘ 青少年問題協議会委員	1名														
ト 小・中学校 PTA 委員	2名														

改正後

現行

(削除)

【参考事例】

静岡県菰山町の児童虐待防止ネットワーク（社会福祉協議会が主体として実施している事例）

1. 菰山町の概要

- 1) 人口：19,686人(平成16年7月現在)
- 2) 出生数(率)：174人(8.85)（平成14年）
- 3) 0歳から18歳までの児童数(平成12年)
0～4歳 907人
5～9歳 956人
10～14歳 1,003人
15～19歳 1,059人

- 4) 町の特徴：静岡県伊豆半島の北部に位置し、歴史が古く、史跡が多く存在する。主な産業はいちごをはじめとする施設園芸が盛んな土地。大家族が多く、近郊の三島市や沼津市に勤務する若い世帯がアパートに越してくるケースも増えている。

2. 児童虐待防止連絡会設立理由と時期

児童虐待ケースや親の養育に問題のあるケースについて民生児童委員と学校の情報交換会を年1回開催。緊急に対応が必要なケースもあり、専門のネットワーク（連絡会）の設置を求められる。主任児童委員の育児相談事業ではケース会議を行うが、専門家によるアドバイスや相談者のストレスなどを考慮した上で緊急介入、児童の一時保護等、児童相談所や警察との連携が必要となり、平成14年に菰山町社協児童虐待防止連絡会を設置、平成15年度より家庭内の暴力が弱者を対象に連鎖する現状への対応としてDV防止事業も加わった。

3. 菰山町のネットワークの特徴

社会福祉協議会がコーディネートし、行政の縦割り部分（教育委員会、健康福祉、児童相談所、警察等）や地域で活動している民生児童委員、保護士等を結ぶ役割を取っている。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

代表者部会、実務者部会、ケース会議の3層構造にて実施。事務局は社会福祉協議会相談員が健康福祉課担当職員の協力を得て担う。

2) 構成メンバー

代表者会議は各組織、団体の管理職、代表者から構成。実務者会議は各組織、団体の担当者らにより構成。ケース会議はケースの担当者や関係者があつまりカンファレンスを行う。

3) 活動内容

- ①「代表者部会(全体会議)」

改正後

現行

(削除)

年2回程度開催され、児童虐待問題について地域での取り組みや課題等の報告を受ける。

②「実務者部会」

年2回程度開催され、事例に関する情報の共有及び研修活動、啓発活動等を行う。

③「ケース会議」

通告、相談を受けたケースについて、今後の処遇を検討する。事務局が招集し随時開催されるが、ケース会議の要望やケースの状況変化についても事務局が把握し調整する。

5. ネットワークの効果

- ① 関係機関が定期的集まることでケースの見直しをすることができる。
- ② 関係機関の対応が確認でき、そこでの課題や対応方法について情報交換ができる。それにより虐待事例での対応方法について技術向上を図ることができる。
- ③ 各機関の役割を明確にすることができ、過度な対応や重複した対応を避けることができる。
- ④ 代表者部会を設置することで管理職レベルでも連携が深まり、活動の継続性が保てる。またネットワークにより責任の所在が分散化されがちになるが、代表者部会にてケース把握することで部署ごとのリスクの把握とその対処を明確にすることができる。
- ⑤ 社会福祉協議会が主体となることで、地域住民への啓発活動と民生委員児童委員及び関連機関への連絡調整をスムーズに展開することができる。(社会福祉協議会は、地域福祉の推進役としてのミッションを持ち、相互関係をもつ地域のネットワーク作りのプロフェッショナルが存在すること) 小規模な市町村についても行政が社会福祉協議会へ委託することで、地域のネットワーク作りから児童虐待防止への効果を上げることができる。

改正後

現行

(削除)

葦山町社協児童虐待、DV防止及び子育て支援連絡会設置要綱

〔平成16年7月5日
要綱第2号〕

(設置)

第1条 葦山町における児童虐待、配偶者などからの暴力（以下「DV」という。）及び子育て支援等を検討するために、葦山町社協児童虐待、DV防止及び子育て支援連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 連絡会は、葦山町の児童虐待防止、DV防止及び子育て支援について必要な事項を調査し検討する。

(構成)

第3条 連絡会は、児童の教育、福祉等に関し優れた見識を有する者のうちから社会福祉協議会長が委嘱する。

2 連絡会に、施設等代表者から構成される代表者部会と実務者から構成される実務者部会、ケースごとの担当者から構成されるケース会議を設置する。

(任期)

第4条 会員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

2 会員に任期途中で異動があったときは、新任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 この連絡会に、会長を1名置く。

2 会長は、社会福祉協議会長をもって充てる。

(会議)

第6条 連絡会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、社会福祉協議会において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営その他に関して必要な事項は連絡会で協議して決める。

附明

この要綱は、告示の日から施行する。